

参考資料

全国知事会の会長、副会長、理事及び監事の選任に関する規則

平一二・一二 制定

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、全国知事会の会長、副会長、理事及び監事の選任に関し必要な事項を定める。

(選任)

第二条 会長、副会長、理事及び監事は、全国知事会議においてこれを選任する。

第二章 会長

(会長選挙の管理)

第三条 会長又は会長の職務代理者は、選挙に関する事務を管理するため、各都道府県知事の中から一名を選挙管理者として指名する。

2 選挙管理者は、会長候補者及び会長候補者の推薦人になることができない。

(任期満了による選挙)

第四条 会長の任期満了に因る選挙は、会長の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 会長の任期満了に因る選挙の期日の周知がなされた後その任期の満了すべき日前に会長が欠け、若しくは退職を申し出たときは、更にこれらの事由に因る選挙の周知は行わない。

3 選挙の期日は、少なくとも選挙の七日前に各都道府県知事に周知する。

(会長候補者)

第五条 会長は、都道府県知事五名以上により推薦された者（以下「候補者」という。）の中から投票によりこれを選挙する。

(候補者推薦の方法)

第六条 前条の推薦をしようとするときは、その代表者は、本人の承諾を得て、書面により、あらかじめ指定された日までに選挙管理者に届け出なければならない。

(候補者の周知)

第七条 選挙管理者は、前条の規定による届出を受理したときは、届出締め切り後直ちに候補者の氏名を都道府県知事に周知しなければならない。候補者がいない場合もまた、同様とする。

(投票を行わない場合)

第八条 候補者が一名であった場合又は候補者が辞退したことにより一名となった場合は、その者を当選者とする。

(投票)

第九条 投票は、一名一投票とし、単記無記名で行う。

2 都道府県知事が選挙を行う会議に出席できない場合は、当該知事が指名する代理人が当該知事に代わって投票することができる。

(投票管理者)

第十条 選挙管理者は、投票及び開票の事務を管理するため、都道府県知事（候補者を除く。）の中から三名を投票管理者として指名する。

(開票)

第十一条 開票は、投票の終了後直ちに全国知事会議会場において、投票管理者の立ち会いの下に行う。

(無効投票)

第十二条 会長選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
 - 二 候補者でない者の氏名を記載したもの
 - 三 一投票中に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
 - 四 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、身分の類を記入したものは、この限りでない。
 - 五 候補者の氏名を自書しないもの
 - 六 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (当選人の決定)

第十三条 選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、全国知事会議会場において、投票管理者がくじで定める。

(当選人決定の報告)

第十四条 投票管理者は、当選人が決定したときは、選挙管理者に報告する。

(候補者がいない場合)

第十五条 第五条の規定に基づく候補者がいない場合は、会長又は会長の職務代理者は、会長候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 次に掲げる地方知事会は、当該地方知事会の構成員の中から、会長候補者及び委員会の委員をそれぞれ一名を推薦する。
ただし、会長候補者にあつては、本人の承諾を得るものとする。

一 北海道東北地方知事会

- 二 関東地方知事会
 - 三 東海北陸地方知事会
 - 四 近畿ブロック知事会
 - 五 中国地方知事会及び四国知事会
 - 六 九州地方知事会
- 3 委員会は、会長候補者の中から一名を選考し、全国知事会議に提案する。

第三章 副会長、理事及び監事

(副会長)

第十六条 前条第二項各号に掲げる地方知事会は、当該地方知事会を代表する者として構成員の中から、副会長候補者一名を推薦する。

(理事及び監事)

第十七条 各地方知事会は、当該地方知事会の構成員の中から、理事候補者一名を推薦する。

2 地方知事会は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める地方知事会の構成員の中から、それぞれ一名の監事候補者を推薦する。

- 一 北海道東北地方知事会及び関東地方知事会
 - 二 東海北陸地方知事会及び近畿ブロック知事会
 - 三 中国地方知事会、四国知事会及び九州地方知事会
- (副会長、理事及び監事候補者の提案)

第十八条 会長は、第十六条及び前条の規定により推薦された候補者を、全国知事会議に提案する。

第四章 その他

(会長、副会長、理事又は監事に欠員が生じた場合の選任)

第十九条 任期中に会長が欠けた場合における会長選挙については、これを行うべき事由が生じた日から三十日以内に行う。

この場合、第二章（第四条第一項及び第二項を除く。）の規定を準用する。

2 会長は、任期中に副会長、理事又は監事が欠けた場合においては、第十八条の規定を準用する。

3 前二項により選任された会長、副会長、理事及び監事の任期は、二年とする。

(諸規定)

第二十条 この規則に定めるもののほか、会長の選挙に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

2 平成十五年七月に会長が欠けたことに伴う会長の選任については、第五条第一項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成十五年八月二十一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年十二月十五日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成二十一年四月十六日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。